

5. 二種免許取得支援事業費補助金①

1. 概要

書類のやり取りは協会と

事業者の積極的な採用活動を促すため、国土交通省の交通DX・GXによる経営改善支援事業等を活用し、運転手の二種免許取得費を負担する事業者を支援

2. 事業内容

(1) 対象経費

上記の国庫補助事業を活用し、令和7年4月1日以降に事業者が教習所に支出した二種免許取得に要する経費

※対象となる運転手（運転手の見込みとなる者を含む）は、県内の本社又は営業所に勤務する者に限る

(2) 補助率・補助上限額

1/2・25万円／人

※対象事業費の上限は50万円／人

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

※消費税額及び地方消費税額を含まない

5. 二種免許取得支援事業費補助金②

3. 手続き

書類のやり取りは**協会**と

随時募集
(着手前)

審査

実施

事業完了後

① (事業者⇒協会) 交付申請書の提出

<必要な書類>

- ・ 交付申請書 (様式 1)
- ・ 事業計画書 (別紙 1)
- ・ 国庫補助事業の交付申請書及び添付資料の写し
- ・ 国庫補助事業の交付決定通知書の写し
- ・ 支払先口座が確認できる書類の写し

② (協会⇒事業者) 交付決定通知

③ (事業者) 二種免許費用負担

変更が生じたら変更承認申請書の提出

<必要な書類>

- ・ 変更承認申請書 (様式 3)
- ・ 変更後の事業計画書 (別紙 1)

交付決定後、概算払を請求することが可能

<必要な書類>

- ・ 概算払請求書 (様式 5)

④ (事業者⇒協会) 実績報告書の提出

<必要な書類>

- ・ 実績報告書 (様式 6)
- ・ 事業報告書 (別紙 2)
- ・ 国庫補助事業の実績報告書及び添付書類の写し
- ・ 国庫補助事業の額確定通知

⑤ (協会⇒事業者) 確定通知書 & 支払い